



盛岡市プレスリリース

～儲かる農林業と農山村地域の活性化～

令和5年6月9日

農林部 農政課

市政記者クラブ加盟社 各位

燃油等の価格高騰の影響を受けている 農業者への支援事業について

盛岡市では、新型コロナウイルス感染症や世界情勢の変化による燃油等の価格高騰の影響を受けている農業生産者に対し、支援金を支給しておりますので、お知らせいたします。

農業燃油等価格高騰対策支援事業

(総事業費：83,431千円 担当：農林部農政課・玉山総合事務所産業振興課)

ア 概要

農業燃油等に係る価格の高騰の影響を受けている農業生産者の経費負担の軽減を図り、農業経営の安定と意欲の喚起を図るため、支援金を支給する。

イ 対象経費

令和4年分税申告における動力光熱費（農業に係る経費として申告したものに限る。）

ウ 支援内容

- ・対象者：出荷販売を目的として農畜産物を生産している農業生産者（対象作物は農畜産物全般）
- ・支援額：令和4年分税申告における動力光熱費と、農林水産統計「農業物価指数」の光熱動力の令和4年騰落率13.4%から算出した額を支援金額として支給
- ・計算式：令和4年分税申告における動力光熱費－（令和4年分税申告における動力光熱費÷1.134）
（千円未満切り捨て）
- ・上限額：法人20万円、個人10万円

エ 申請受付期間

令和5年8月31日（必着）まで

【問い合わせ先】

盛岡市 農林部 農政課

担当：西舘 匡世

TEL：019-613-8458

燃油等の価格高騰 の影響を受けた農業者の方へ

農業燃油等価格高騰対策支援金 を支給します

新型コロナウイルス感染症や世界情勢の変化による農業燃油等の価格高騰の影響を受けている農業者に対し、支援金を支給します。

対象者

次の全ての要件に該当する農業者

- ・令和5年1月1日と申請日において盛岡市内に住所を有する個人 又は 盛岡市内に主たる事務所若しくは事業所を有する法人
 - ・出荷又は販売を目的として農産物を生産する方
 - ・申請時点で農業経営を行っており、今後も農業経営を継続する意思のある方
 - ・令和4年の農業に係る動力光熱費を税申告している方
 - ・岩手県が実施している中小企業者等事業継続緊急支援金(※)を受給しない方
- ※エネルギー類の価格高騰の影響を受けている中小企業者への支援金（農業収入を主とする場合は対象外）

支援金額

令和4年分税申告の動力光熱費を対象とします

令和4年の税申告で農業に係る経費として申告した動力光熱費に、令和4年の動力光熱費の騰落率13.4%から計算する価格高騰相当額を支給します。

- 計算式：R4税申告における動力光熱費－（R4税申告における動力光熱費÷1.134）
（千円未満は切り捨て。上限額は個人10万円、法人20万円となります。）

申請書類

次の書類を郵送または持参してください

- 申請書（誓約書兼同意書）、請求書（市のホームページからダウンロード可）
- 提出書類（申請者、税申告者、振込口座の名義が同一となります）
 - ①振込先通帳（コピー）
 - ②令和4年分税申告の動力光熱費を確認できる書類（コピー）
 - ※動力光熱費と農業生産販売金額が確認でき、税務署の收受日付印があるもの
 - 個人：青色申告の場合は、令和4年分確定申告書第1表と青色申告決算書（農業所得用）
白色申告の場合は、令和4年分確定申告書第1表と収支内訳書（農業所得用）
市県民税申告の場合は、令和5年度市県民税申告書と収支内訳書（農業所得用）
 - 法人：法人税確定申告書に添付した農業に係る動力光熱費（令和4年1月から12月までの分）が確認できる書類(法人税確定申告書別表1、決算報告書等)
 - ③本人確認書類(コピー)※ 市から整理番号のついた申請書が送付されている方は不要

《提出先》下記窓口での受付時間：9時から17時まで(土、日、祝日を除く)

- ◆ 盛岡市 農政課 経営支援係 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号（若園町分庁舎4階）
- ◆ J Aいわて中央 盛岡地域営農センター 〒020-0853 盛岡市下飯岡21-180
- ◆ J Aいわて中央 サブセンター盛岡 〒020-0053 盛岡市上太田上野屋敷2-1
- ◆ 農事組合法人となんの構成員の場合は、法人となん 〒020-0853 盛岡市下飯岡14-189

[裏面へ続く](#)

支援金額の計算イメージ

計算式：

R4 税申告における動力光熱費 - (R4 税申告における動力光熱費 ÷ 1.134)

※千円未満は切り捨て。上限額は個人10万円、法人20万円となります。

(計算例)

【A】 R4 税申告の動力光熱費 = 1,500,000 円

【B】 R4 税申告の動力光熱費 ÷ 1.134 = 1,500,000 ÷ 1.134 = 1,322,751 円

【C】 「もりおか企業エネルギーサポート給付金」と「施設園芸セーフティネット構築事業」を受給している場合は、R4 中に支払われた額 = 100,000 円

申請額 = 【A】 - 【B】 - 【C】 = 1,500,000 - 1,322,751 - 100,000 = **77,000 円**

※千円未満は切り捨て

(申請書の記載例)

R4 動力光熱費 (青色申告決算書、収支内訳書、決算報告書の額)	【A】 ÷ 1.134	「もりおか企業エネルギーサポート給付金」 「施設園芸セーフティネット構築事業」 を受給している場合はその額
【A】	【B】	【C】
1,500,000 円	1,322,751 円	100,000 円

申請額 【A】 - 【B】 - 【C】

77,000 円

※「もりおか企業エネルギーサポート給付金」と「施設園芸セーフティネット構築事業」を受給している場合は、支援内容が重複するため、令和4年中に支払われた金額を控除した額となります。

申請期間

令和5年8月31日(必着)まで

【問い合わせ先】 受付時間: 9時から17時まで(土、日、祝日を除く)

◆ 盛岡市 農政課 経営支援係 〒020-8531 盛岡市若園町2番18号(若園町分庁舎4階)

電話: 019-613-8458(直通) FAX: 019-653-2831 E-mail: nosei@city.morioka.iwate.jp